

藤沢市図書館協議会委員の任命について  
次の者を藤沢市図書館協議会委員に任命する。

2015年(平成27年)8月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	備考
おほ  みちこ 於保  ミチ子			社会教育 関係者	新任	公民館運 営審議会

2 任期

2015年(平成27年)8月20日から2016年(平成28年)8月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市図書館協議会委員に欠員が生じたことに伴い、図書館法第15条及び藤沢市図書館に関する条例第5条の規定により補欠の委員を任命する必要がある。

## 参 考

### 図書館法 抜粋

#### (図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

### 藤沢市図書館に関する条例 抜粋

#### (図書館協議会の設置)

第5条 図書館に藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会の委員の定数は、7人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

5 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。